

最近5年間に、北区に被害を及ぼした風水害と他地域での主な土砂災害、竜巻災害を示しています。



平成22年 7月5日 集中豪雨(大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報)

23年 8月26日 集中豪雨(大雨・洪水警報)
9月21日 台風15号(大雨・洪水警報)

24年 4月3日(暴風注意報)
5月6日 茨城県など 竜巻災害
6月19日 台風4号(暴風警報)
9月30日 台風17号(大雨・洪水・暴風警報)

25年 1月14日(大雪)
9月15～16日 台風18号(大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報)
9月16日 埼玉県など 竜巻災害
10月15日～16日(大雨・洪水・暴風警報)
10月16日 伊豆大島:台風26号による土砂災害

26年 2月8日(大雪)
2月14～15日(大雪)
6月29日 集中豪雨(大雨・洪水警報)
8月20日 広島県:8月豪雨による土砂災害

5. 北区防災気象情報メール配信サービス



- 「安全・安心」・快適戦略の一環として、気象庁等が発表する各種気象情報や地震情報などを携帯電話やパソコンに電子メールで配信するサービスが充実しました。すでに登録いただいている方も新機能をぜひご利用ください。

〈登録方法〉

- ①メールアドレス entry-kita-city@bousai-mail.jp まで空メール(件名や本文のない電子メール)を送信してください。
 - ②登録用URLが返信されますので、そちらをクリックしてください。
 - ③(新規登録)「北区防災気象情報メールシステムへの登録が完了しました」という画面が表示されたら、システムへの登録作業は完了です。
- ※メールアドレスの指定方法として、右の携帯メール配信登録用QRコードもご利用になれます。



〈携帯メール配信登録用QRコード〉

- また、北区の気象情報等をパソコンや携帯のホームページでも見ることができます。

〈閲覧方法〉

- 北区防災気象情報サイト内の情報や北区水位・雨量観測システムの情報を閲覧する場合には、メールシステム同様、受信料(通信料)が必要になります(自己負担)。
- ※下記の北区防災気象情報サイト用URL及び右のQRコードをご利用ください。
- ①北区防災気象情報サイト用(PC版) URL <http://micosfit.jp/kita-city/>
 - ②北区防災気象情報サイト用(携帯版) URL <http://www.bousai-mail.jp/kita-city/top.html>
 - ③水位観測所のライブ映像(PC版 北区水位・雨量観測システム) <http://kawanosuii-kitaku-tokyo.jp/>



〈北区防災気象情報サイト用QRコード〉



問い合わせ先

北区危機管理室防災課
TEL : 03-3908-8184
FAX : 03-3908-4016
E-mail : bosai-ka@city.kita.lg.jp

「東京都北区地域防災計画(風水害対策編)改定」(案)

～災害リスクの共有と犠牲者ゼロをめざして～

平成27年3月

水害をはじめとする風水害は、区民一人ひとりの事前の準備や避難行動により、被害を最小限に食い止めることができます。

区は、区民が十分な事前行動がとれるよう、区の風水害に対する体制を整え、迅速、的確な対応をとるとともに、災害リスク情報等の必要な情報を、あらゆる手段を用いて伝達し、区民のさらなる自助力向上をめざします。



1. 改定の背景

国や東京都の風水害対策に関する動向や近年の災害等を踏まえ、東京都北区地域防災計画(風水害対策編)の改定に取組みました。

災害対策基本法の改正 (H25.6.21)	首都圏大規模水害対策大綱(H24.9 中央防災会議)
水災害に関する防災・減災対策本部設置 (H26.1.27 国土交通省)	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン (H26.9 内閣府)
気象業務法の一部改正 (H25 気象庁)	水防法改正 (H25.7 国土交通省)
土砂災害防止法改正 (H27.1 国土交通省)	
東京都地域防災計画(風水害編)修正 (H26)	伊豆大島(H25)、広島県(H26)での土砂災害対応



東京都北区
地域防災計画(風水害対策編)改定 (H27.3)

2. 災害リスク情報とは

区では、震災や水害、土砂災害等の災害による各地域の危険度や予想される被害などの情報を災害リスク情報と位置づけています。

- 水害に関して
 - ・ハザードマップ
 - ・河川水位等のナウキャスト情報
 - ・風水害時に起こりうる現象やその危険性に関する情報 など
- 土砂災害に関して
 - ・急傾斜地崩壊危険箇所等の情報
 - ・「土砂災害警戒情報」や土砂災害に係る危険性に関する情報 など

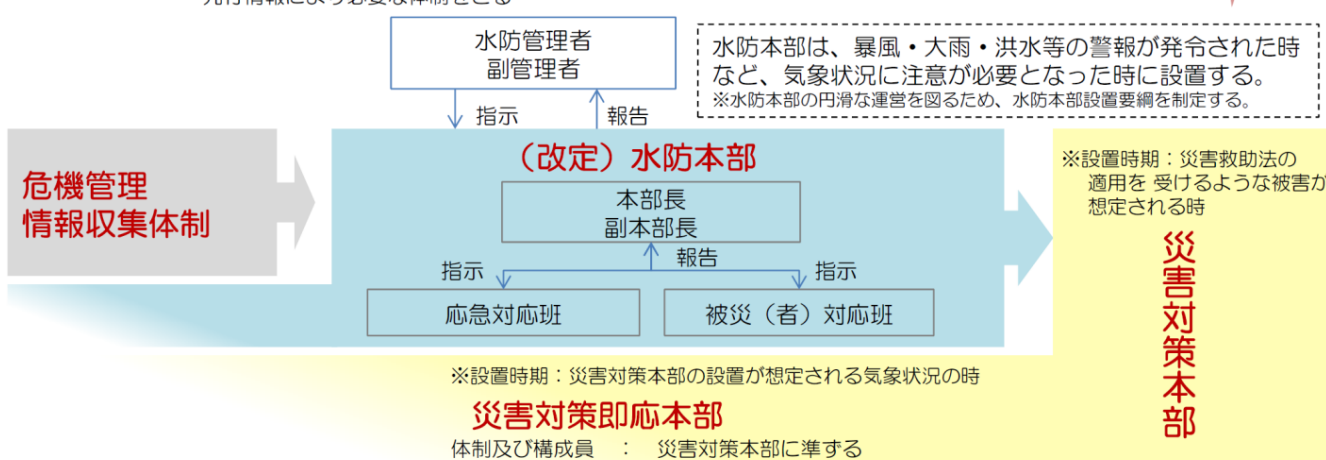
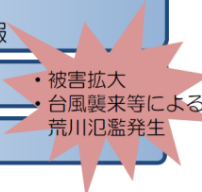
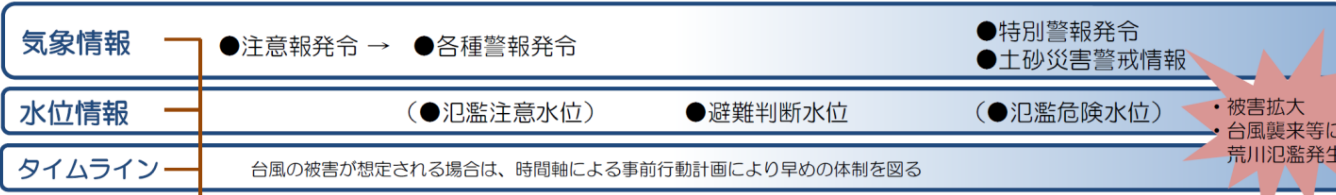
I 避難勧告等の具体的発令基準の明確化

－避難準備や避難勧告等の判断や発令を的確に！

- 現状の避難勧告等の基準に河川の水位情報を追加するなど、より具体的かつ客観的な発令基準を定めました。
- 区民等に早めの避難を促すために「自主避難の呼びかけ」を位置づけ、また、新たに土砂災害に対する避難勧告等の発令基準も設けました。



＜風水害対応の全体像＞



II 北区水防本部及び北区災害対策本部等の体制確立

－区は体制をしっかり整え風水害に対処します！

- 風水害の種類や規模は多様です。どのような状況においても、区はさまざまな応急活動を適切に実施できるように、体制を見直し、その強化を図りました。



III 避難の考え方の整理・適切な避難方法の構築

－区民の適切な避難行動により被害を最小限にいとめるために！

- 局所的・突発的な風水害や荒川氾濫など大規模水害での避難など、各種状況を想定して、避難のあり方や避難所について再構築しました。



分類	位置づけ	候補施設
自主避難施設	避難勧告等が発令されるまでの間に、自主的に避難を行おうとする区民等の受入施設	北区ふれあい館等
避難所	災害後、浸水などにより自宅では生活できない被災者が、一定の期間、生活する場所	北区立小・中学校
指定緊急避難場所	切迫した災害の危険から逃れるための避難場所	都営・区営住宅など公共施設から適切な施設を順次指定していく。

IV 情報連絡体制・住民等への広報体制の強化

－区民に必要な情報を、あらゆる手段を用いて伝達！

- 迅速かつ的確な気象情報の収集、区民等への情報伝達に向けて、区は今後も各種情報メディアを必要に応じて、整備・拡充していきます。



V 東京都北区地域防災計画の普及・啓発

－区民のさらなる自助力向上をめざす！

- 職員の訓練や自主防災組織、地区防災運営協議会におけるマニュアルの作成など、普及・啓発活動に努めます。



※河川水位と避難勧告等発令の関係については、内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成26年）を踏まえて検討した。